

物 件 調 書

令和 7 年 4 月 1 日現在

物件番号	4	従来の用途	公園用地	
所 在 地	江別市元江別本町 3 3 番 1			
土地		建物		
地目	地積	建築年・構造	床面積	
宅地	4 1 2 m ²			
最低売却価格	1 8 , 5 0 0 千円			
特記事項	■以下の事項に留意願います。 ・登記簿面積の 4 1 2 m ² を売却対象とし、実測面積と相違しても売買代金の精算は行いません。 ・売買物件に存置するゴミ、ガラ、粉碎、地下埋設物等の撤去及び処分に要する一切の費用は買受者の負担とする。 ・売買物件の所有権移転後に隠れた瑕疵が原因となった損害が発生しても、江別市は一切の責任を負いません。 ・現状有姿での売却となりますので、事前に現地を確認するようお願いします。 ・隣地の塀・植物等が越境していますが、現況のままで引き渡しとなります。江別市は、越境物を解消するための交渉や手続きは行いません。 ・現地や各種の諸規制などについて、調査確認の上、申込みされるようお願いします。			
接面道路と敷地の関係	南東側幅員12m片側歩道付舗装市道、北東側幅員8m舗装市道			
法令等に基づく制限	都市計画区域	内	用途地域	第一種低層住居専用地域
	建ぺい率	40%	防火地域	防火指定なし（法22条区域）
	容積率	60%	その他の制限	法22条区域
	都市再生特別措置法 （立地適正化計画）		都市機能誘導区域 ・ 居住誘導区域	
供給処理施設の状態	上水道	有り		
	下水道	【汚水】 ・敷地内取付管及び公共汚水桝あり。 ・北側市道及び南東側市道は汚水管あり。 【雨水】 ・敷地内取付管及び公共雨水桝なし。 ・北側市道は雨水管なし、南東側市道は雨水管あり。		
	都市ガス	付近まで導管が整備されてます。引込の可否については、旭川ガス株式会社江別支社とご相談ください。		
交通機関 （道路距離）	鉄道	J R 高砂駅 約 1 , 7 5 0 m		
	バス	中央バス 4 番通 6 丁目バス停 約 4 0 0 m		
公共施設 （道路距離）	市役所	江別市役所 約 1 , 0 5 0 m		

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月25日	不動産番号	4308000162698
地図番号	D2-14		筆界特定	余白	
所 在	江別市元江別			余白	
	江別市元江別本町			昭和57年11月1日変更 昭和57年11月1日登記	
① 地 番		②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
721番42		畑	412		721番1から分筆 〔昭和47年9月11日〕
余白		公園	余白		②昭和47年9月19日変更 〔昭和47年10月2日〕
33番1		余白	余白		①変更 〔昭和57年11月1日〕
余白		余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日
余白		宅地	412 00		②③令和6年5月28日地目変更 〔令和6年5月28日〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年2月9日 第1881号	原因 昭和48年2月1日都市計画法第40条 第2項帰属 所有者 江・別 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年6月14日
札幌法務局江別出張所

登記官

浅 香 学

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D60961 (1/2)



物件番号4

(1) 住所：元江別本町33番1

(2) 面積：412㎡



位置図 物件番号 4

